

令和4年10月14日
資 料 提 供

総務課
行政情報サービスセンター
担当者：山崎
電 話：内線 3381
直通 225-1236

石川県情報公開審査会からの答申について

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）に基づき公開請求のあった公文書の不存在決定に対する審査請求に係る諮問について、本日、石川県情報公開審査会会長（小堀秀行弁護士）から、石川県教育委員会に下記の答申がなされました。

答申の内容は、令和4年9月28日に開催した石川県情報公開審査会（条例第26条の規定により非公開）において決定されたもので、答申書の写し及び答申の概要は別紙のとおりです。

記

答申第222号（諮問案件第288号）

石川県立寺井高等学校、金沢商業高等学校及び七尾高等学校について、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの、学校保健安全法施行規則第22条第2項に基づく学校医執務記録簿に係る公文書不存在決定に対する審査請求についての諮問

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第222号）

- 1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第288号）
石川県立寺井高等学校、金沢商業高等学校及び七尾高等学校について、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの、学校保健安全法施行規則第22条第2項に基づく学校医執務記録簿に係る公文書不存在決定に対する審査請求についての諮問
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
石川県教育委員会事務局庶務課
- 4 審査請求等の経緯
(1) R4. 1. 8 公開請求 (3) R4. 2.26 審査請求 (5) R4. 10.14 答申
(2) R4. 1.24 不存在決定 (4) R4. 3.24 諮問
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項</p>	<p>1 主な争点 審査請求人は、産業医の作業場等の巡視の頻度は、労働安全衛生法上、「毎月一回以上少なくとも二月に一回」とされているおり、対象期間中に満三経過しているため、産業医の作業場等の巡視が履行されているはずである。 このような中、学校での労働安全衛生法と学校保健安全法の運用は、産業医と学校医が一体的な運用（産業医と学校医の兼務）がなされているため、産業医の職務は、すなわち学校医の職務であるから、産業医すなわち学校医の職務を行った場合の学校医執務記録簿は、作業場等の巡視を行った場合には作成されてしかるべき文書である。 よって、対象期間中、学校医の職務に従事しなかったため、公文書を保有していない事情は、労働安全衛生法に抵触する状態であるから不合理であり、文書の特定が不十分である等の主張をしている。 これに対し、実施機関は、本件対象校の学校医は、対象期間中に学校保健安全衛生法上の職務（学校医としての執務）に従事しなかったため、学校医執務記録簿を作成していないことから不存在決定を行ったと主張している。</p> <p>2 審査会の判断 審査請求人は、産業医の職務は、すなわち学校医の職務である旨を主張するが、法令上、産業医の職務を学校医の職務とみなす旨の規定がないことに加え、学校医執務記録簿は、学校医の職務に関して作成される文書であって、産業医として巡視を行った際に当然に作成されるべき文書であると解することはできない。 したがって、対象期間中、本件対象校において学校医と産業医を兼務する医師が、学校医の職務に従事しなかったため本件対象文書が存在しないとする教育委員会の主張については、特段、不自然な点が認められず、不存在の決定については不合理とは言えない。 (詳細については、答申書本文を参照のこと。)</p>

(別 紙)
答申第222号

答 申 書

令和4年10月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和4年1月8日に、石川県情報公開条例（平成12年12月19日石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、別表に掲げる項目番号（以下「項目番号」という。）1から7までの公文書について公開請求を行った。

以下、項目番号1から7までの公文書の公開請求を「本件公開請求」という。

2 実施機関の決定

(1) 不存在決定

実施機関は、令和4年1月24日付けで、項目番号1から4までの公開請求について、不存在の決定（本件処分1から4）をした。

本件処分1から4においては、次のとおり公文書を保有していない理由を付して、審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間において、学校保健安全法施行規則第22条第1項の職務に従事しなかったため。

(2) 公開決定

実施機関は、令和4年1月24日付けで、項目番号5から7までの公開請求に対し、公文書を特定し、公開の決定（本件処分5から7）を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和4年2月26日に、本件処分1から3を不服として、行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和4年3月24日に、条例第19条第1項の規定により、本件処分1から3の取消しに係る審査請求につき、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分1から3を取り消し、公開請求に対応する公文書を特定し、その公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由要旨

本件処分1から3について、「令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に、学校保健安全法施行規則第22条第1項の職務に従事しなかったため。」とする「公文書を保有していない」理由の提示は、以下のとおり不合理である。

(1) 学校医及び産業医の運用について

そもそも、学校医執務記録簿とは、学校保健安全法第2条第1項の「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校」において、各学校において、任命及び委嘱された学校医が、学校保健安全法施行規則第22条第1項の職務に従事した際に、各学校長へ提出される資料であると思料する。

学校保健安全法上の学校医と労働安全衛生法上の産業医の制度は、実施機関でも慣行として一体的な運用がなされているものと予想する。労働安全衛生法第13条第1項では、「事業者は、(中略)医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされているが、産業医の職務と学校医の職務は重複する場面が多いからである。

この点に関し、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第13条第2項においては、学校保健安全法上の学校医が労働安全衛生法の産業医を兼ねる場合には、当該産業医の選任報告を要しないとの運用もなされている。現に、令和4年1月24日金泉高第1168号及び令和4年1月24日小高第3419号公文書不存在決定通知書から、この状況が読み取れるので、実施機関においても各高等学校で委嘱された学校医のうちの一名が産業医の役割を担っていると予想する。

(2) 産業医の定期巡視の措置義務及び学校医執務記録簿について

今回審査請求の対象とした金沢商業高等学校、七尾高等学校及び寺井高等学校(以下「本件対象校」という。)は、事業場の規模として、会計年度任用職員を含めて常時使用する労働者数が50人を上回るものと予想している。ほかの高等学校に関して、他の件で開示請求を行った応答として事業場の常時使用する労働者数が50人を下回ると応答を受けているが、本件対象校では、その旨の応答を受けていない。

以上から、労働安全衛生法の規定に基づく産業医の作業場等の巡視の措置義務を事業者である実施機関が負うものである。

そして、労働安全衛生規則で定められた定期的な産業医の作業場等の巡視を実施する措

置義務は、事業者たる実施機関に課されているものである。

つまり、労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上(中略)少なくとも二月に一回」とされているので、対象期間（令和3年10月1日から令和3年12月31日までをいう。以下同じ。）の初日から末日までの間に、満3月が経過しているため、少なくとも2月に1回の頻度で産業医による作業場等の巡視が履行されているはずである。

この産業医の作業場等の巡視は、各高等学校に赴いて行われるものであるから、上記のとおり高等学校の安全管理及び学校保健の運用では学校医と産業医の一体的な運用がなされているので、産業医の職務のみを果たすために各高等学校を訪れることは極めて稀であると思料する。

また、産業医の職務は、すなわち学校保健安全法施行規則第22条第1項第10号の職務であるから、産業医すなわち学校医の職務を行った場合の学校保健安全法施行規則第22条第2項の学校医執務記録簿は、作業場等の巡視を行った場合には作成されてしかるべき文書である。

一方で、対象期間に産業医による作業場等の巡視が定期的な実施された高等学校では、学校保健安全法施行規則第22条第2項の学校医執務記録簿が各学校長に提出され、文書の特定がなされている。

よって、対象期間中において学校保健安全法施行規則第22条第1項の職務に従事しなかったため「公文書を保有していない」事情は、3件の行政処分では、労働安全衛生法の規定に抵触する状態であるから不合理であり、文書の特定が不十分である。

第4 実施機関の主張要旨

本件対象校は、委嘱された学校医が産業医を兼務しているが、その職務について学校医と産業医を区別している。対象期間において本件対象校では、学校医の職務に従事しなかったため学校医執務記録簿を作成しなかったものである。

したがって、対象期間において学校医による学校保健安全法施行規則第22条第1項の職務に従事しなかったため学校医執務記録簿を保有していないことをもって直ちに、産業医による職場等の巡視について労働安全衛生法に抵触する状態であるとする審査請求人の主張は適切ではなく、本件決定について違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人あてに弁明書を送付し、反論書の提出を求めたが、審査請求人から、期限までに反論書の提出はなかった。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例第1条は、「地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の公開及び情報提

供施策の総合的な推進を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的とする。」と規定している。また、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象文書

本件審査請求の対象となった公文書は、項目番号1から3の内容が記載された公文書（以下「本件対象文書」という。）である。

3 関係法令について

(1) 産業医

本件対象校は、各々教職員50人以上の規模の事業場であることから、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第13条第1項及び労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）第5条の規定により、産業医を選任する必要がある。

また、産業医は、労働安全衛生規則第15条により、少なくとも毎月1回（産業医が、事業者から、毎月1回以上、同規則第11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果の情報等の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

(2) 学校医執務記録簿

学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）第22条第2項により、学校医は、その職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとされている。

4 本件対象文書の存否について

当審査会において、関係法令を確認したところ、学校医の職務は学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）及び同法施行規則に、産業医の職務は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に根拠規定が置かれており、学校から委嘱された学校医が同校の産業医を兼務することがあったとしても、これらは法令上の根拠を異にする別個の制度に基づき行われるものである。

また、審査請求人は、産業医の職務は、すなわち学校保健安全法施行規則第22条第1項

第10号の職務である旨を主張するが、法令上、産業医の職務を規則第22条第1項第10号に規定する学校医の職務とみなす旨の規定がないことに加え、同条2項が「前項の職務に従事したとき」と規定していることから、学校医執務記録簿は、本来的に学校医の執務に関して作成される文書であって、産業医として巡視を行った際に当然に作成されるべき文書であると解することはできない。

したがって、対象期間中、本件対象校において学校医と産業医を兼務する医師が、学校医の職務に従事しなかったため本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張については、特段、不自然な点が認められず、本件処分1から3の不存在の決定については、不合理とは言えない。

5 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会はその当否を判断する立場になく、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる「審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和4年3月24日	○ 諮問を受けた。(諮問教庶第1781号)
令和4年7月11日	○ 実施機関から弁明書の提出を受けた。
令和4年8月2日 (第329回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年8月30日 (第330回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和4年9月28日 (第331回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(別表)

本件公開請求に係る処分内容

項目番号	本件公開請求の内容	処分区分	処分番号
1	寺井高等学校について、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに労働安全衛生法に基づいて産業医自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、各学校長へ提出された学校保健安全法施行規則第22条第2項の学校医執務記録簿	不存在	本件処分1
2	金沢商業高等学校について、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに労働安全衛生法に基づいて産業医自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、各学校長へ提出された学校保健安全法施行規則第22条第2項の学校医執務記録簿	不存在	本件処分2
3	七尾高等学校について、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに労働安全衛生法に基づいて産業医自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、各学校長へ提出された学校保健安全法施行規則第22条第2項の学校医執務記録簿	不存在	本件処分3
4	加賀高等学校について、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに労働安全衛生法に基づいて産業医自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、各学校長へ提出された学校保健安全法施行規則第22条第2項の学校医執務記録簿	不存在	本件処分4
5	松任高等学校について、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに労働安全衛生法に基づいて産業医自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、各学校長へ提出された学校保健安全法施行規則第22条第2項の学校医執務記録簿	公開	本件処分5
6	金沢二水高等学校について、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに労働安全衛生法に基づいて産業医自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、各学校長へ提出された学校保健安全法施行規則第22条第2項の学校医執務記録簿	公開	本件処分6
7	志賀高等学校について、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに労働安全衛生法に基づいて産業医自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、各学校長へ提出された学校保健安全法施行規則第22条第2項の学校医執務記録簿	公開	本件処分7